

## 障害者福祉サービス一覧(サンワーク)

	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (B型)	グループホーム (共同生活援助)	ケアホーム (共同生活介護)	地域活動支援センター (Ⅱ型)	地域活動支援センター (Ⅲ型)
サービス内容	<p>○食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を実施。</p> <p>○通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練も組み合わせる。 (利用者ごとに標準期間 24ヶ月、長期入所者 36ヶ月で利用期間を設定。)</p>	<p>○一般就労等への移行にむけて事業所内や企業における作業や実習。適正にあった職場定着のための支援等を実施。</p> <p style="text-align: center;">( 利用期間は 24ヶ月の 有期限サービス )</p>	<p>○通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。</p>	<p>○食事の援助、掃除、洗濯、買い物日常生活関連動作の支援。</p> <p>○緊急時の応急対策。健康管理、服薬管理、金銭管理の援助。</p> <p>○地域生活のルール、コミュニケーション支援、余暇活動の支援。</p> <p>○日常生活を含めた、利用者負担上限額の管理。</p>	<p>○食事の援助、掃除、洗濯、買い物日常生活関連動作の支援。</p> <p>○緊急時の応急対策。健康管理、服薬管理、金銭管理の援助。</p> <p>○移乗支援、排せつ支援、入浴支援等の介護や日常生活上の相談支援等。</p> <p>○本人の安心と安定の確保。</p> <p>○日中活動を含めた、利用者負担上限額の管理。</p>	<p>○創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。</p> <p>○機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービス。</p>	<p>○創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。</p> <p>○小規模作業所からの移行を想定。</p>
対象者	<p>○地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。</p> <p>②特別支援学校を卒業したものであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。</p>	<p>○一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる者。 (65歳未満の者)</p> <p>①企業等への就労を希望する者。</p> <p>②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者。</p>	<p>○就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。</p> <p>①企業等や就労継続支援事業での就労経験がある者などであって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者</p> <p>②就労移行支援事業を利用したが企業等又は就労継続支援事業の雇用に結びつかなかった者。</p> <p>③①②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用が困難と判断された者。</p>	<p>○就労し又は就労継続支援事業等の日中活動を利用している身体障害者・知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。</p> <p>※障害程度区分が区分1、または非該当の者。 (区分2以上の者はケアホーム(共同生活介護)の利用となります。)</p>	<p>○生活介護事業や就労継続支援事業の日中活動を利用している身体障害者・知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。</p> <p>※障害程度区分が、区分2以上の者。(区分1、または非該当の者はグループホーム(共同生活援助)の利用となります。)</p>		